

雲南市立地適正化計画（案）のパブリックコメント（意見募集）の結果 及び意見・提案に対する市の考え方について

1. 意見募集の結果について

公表した資料	雲南市立地適正化計画（案）
意見募集期間	令和4年9月29日（木）から令和4年10月28日（金）まで
資料公表場所	市役所建設部都市計画課、各総合センター自治振興課 雲南市ホームページ
意見提出者数	3人
意見数	4件（雲南市立地適正化計画（案）に関する意見）

2. 提出された意見・提案と市の考え方

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
		<p>ご意見・ご提案ありがとうございます。</p> <p>立地適正化計画は、都市計画区域を対象に人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢の中にあっても、市民の皆さんの将来にわたる生活利便性を確保することを目的に、生活サービス施設（商業・医療施設など）を維持（誘導）する都市機能誘導区域、居住人口を維持（誘導）する居住誘導区域について定める計画です。</p> <p>この度いただいたご意見・ご提案による計画内容の変更はいたしません。いただいた個別の施策や事業などに関する多くのご要望・ご提案については、貴重なご意見として、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
1	<p>雲南市の人口減少について自然減について述べられていますが、今まで取り組んできた社会増対策の評価と分析が必要ではないでしょうか。</p> <p>社会増対策を進めるために①企業等の誘致（雇用の場所提供）②農業の振興（儲かる農業）③林業の振興（儲かる林業）④商業の振興（製品開発の支援）等を点検し課題を洗い出し、解決のために立地適正化計画で役割を担うべきではないかと思えます。</p>	<p>雲南市の人口の社会増への取り組みについては、「第2次雲南市総合計画」「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、現状の評価や分析も行いながら、各種施策・事業に取り組んでいるところです。引き続き、この計画・戦略のもと人口の社会増対策に取り組んでまいります。</p>
2	<p>他自治体でトップを先頭に人口増対策に取り組む成果を上げている自治体が数多くあります。それらのアイデアをこの計画に盛り込み市民が一丸となり実現を目指す計画にしてはいかがでしょうか。</p> <p>できないことを並べるのではなく、できることから取り組みコツコツと成果を上げる計画が必要と考えます。</p>	

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
3	<p>市民が安全、安心して暮らすためには災害対策が重要であります。特に水害対策は重要と考えます。</p> <p>現在、斐伊川を流れている請川は1年間に発生する確率が1/10の降雨に対する計画で改修された河川と聞いておりますが本当でしょうか。河川管理者に確認のうえ回答願います。本当であれば斐伊川が氾濫する前に請川が先に氾濫が起きると思います。このような場所を居住誘導区域、都市機能誘導区域に指定して良いのでしょうか。大きな犠牲が発生すると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、近年、気候変動による災害の激甚化が見られる中、市民の皆さんの安全安心な暮らしを守ることは重要であり、本計画でもまちづくりの方向性、目標の一つに挙げています。</p> <p>本計画の居住誘導区域の設定にあたっては、現時点で水防法に基づき国土交通省及び島根県で指定・公表されている、洪水浸水想定区域図を区域設定における検討資料の一つとして利用しています。洪水浸水想定区域図とは、国や県が洪水予報河川や水位周知河川に指定した河川（斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川）において、計画の対象となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域と浸水深を示した図です。</p> <p>今後も国土交通省及び島根県による洪水浸水想定区域の指定・公表に応じて、本計画に記載の防災指針（雲南市地域防災計画と整合）での整理も行いながら、将来に向けて安全安心な居住誘導区域の設定に努めてまいります。</p>

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
4	<p>田畑と一緒に暮らしてきた人が、そこに住めなくするような計画はおかしいのではないかと。私が現在居住しているのは寺院であるがそこにも住むなということと解される。</p> <p>現在の建物に住み続け続けることはできるのだろうが、居住部分を建て替える必要がある際には、土砂災害の危険性などを理由にそれを許さないことと思われる。まったく将来のことを考えていないのではないかと。</p> <p>居住誘導区域外の住民の利便性を考えるのが市政であり、密集地は諸々利便性が高い。順序を入れ替えて考えるべきと考える。</p>	<p>立地適正化計画では、法律や政令で開発（宅地造成など）が抑制されている区域については、居住誘導区域から除外していますが、本計画は居住誘導区域内への強制的な居住誘導や周辺地域での建築制限を行うものではなく、引き続き現在お住いの場所に住み続けていただくことは可能です。</p> <p>本計画においては、個人の住宅建築を制限するものではありませんが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等の災害指定区域内で居室を有する建築物の新築・改築等を行う場合については、土砂災害に対して安全な構造にするために、建築基準法による建築物の構造の規制があります。</p> <p>ご意見のとおり、雲南市については市街地（住宅や商業等の密集地）の周辺地域においても多くの集落等が点在し、農業や地域の歴史・文化とともに豊かな暮らしが営まれているところです。</p> <p>今後も、「第2次雲南市総合計画」「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める方針のもと、他の市計画（保健福祉、子育て、公共交通など）とも連携を図りながら、市全体が将来に向けて住み良いまちとなるよう取り組んでまいります。</p>